

「電気通信番号計画の一部を変更する告示案」の概要

I 命令等

電気通信番号計画の一部を変更する件（仮称）

II 根拠となる法令の条項

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第50条第2項

III 改正の概要

本人確認書類に関し、次のとおり、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号。以下「告示」という。）を変更する。

（1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「改正法」という。）の一部の施行等に伴う変更（告示別表第4第6項（1））

ア 告示においては、各本人確認書類について、写真の貼付の有無等といった証明力の違いに応じて、当該書類を使用することができる本人特定事項の確認方法に差異を設けているところ、改正法の一部の施行により、申請時に一定年齢に満たない者に交付する個人番号カードには写真が表示されないこととなることを踏まえ、当該個人番号カードについては写真の貼付がない書類として取り扱われるよう整理する。

イ 改正法の一部の施行等により、健康保険証等が廃止され、保険医療機関等による被保険者等の資格の確認は個人番号カードによる電子資格確認が原則となることを踏まえ、本人確認書類に係る規定から健康保険証等を削除するとともに、改正法の一部の施行等の際現に交付されている健康保険証等について、一定期間は引き続き本人確認書類として用いることができる旨の経過措置を設ける。

ウ 改正法の一部の施行等により、医療保険者等が、電子資格確認を受けることができない状況にある者からの求めに応じ、医療機関等を受診する際の資格の確認に必要な書面の交付等を行うこととなることを受けて、本人確認書類に係る規定に当該書面を追加する。

（2）その他の改正

下記の書類について、写真の表示がないものについては、写真の貼付がない書類として取り扱われるよう整理する（告示別表第4第6項（1））。

- ・ 在留カード
- ・ 特別永住者証明書
- ・ 精神障害者保健福祉手帳

III 施行日

改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和6年12月2日）